

栃木市監査委員告示第12号

公 表

行政監査結果の公表(平成24年栃木市監査委員告示第7号)により公表した行政監査の結果に対する措置について、地方自治法第199条第12項の規定により栃木市長から通知がありましたので、同項の規定により、別添のとおり公表します。

平成24年6月29日

栃木市監査委員 板倉 安秀

栃木市監査委員 梅澤 米満

栃市総第17号  
平成24年6月29日

栃木市監査委員 板倉 安秀 様  
栃木市監査委員 梅澤 米満 様

栃木市長 鈴木 俊美

行政監査報告（ごみ収集委託業務に関する契約のあり方）に対する対応  
について

平成24年4月25日付け栃市監第10号により提出のあったことについて、  
次のとおり対応方針を定めましたので、通知します。

記

1 提案に対する対応方針

提案内容（要旨）	対応方針
重要な計画を変更する必要性が生じた場合は、少なくとも議会に対して十分な説明を行い、共に考えて合意を形成すべきである。今後は説明責任を十分に果たし、公正かつ透明性の高い市政運営の実現に努めること。	今後は説明責任を十分に果たしていくように努めてまいります。
合意により協定書等を解約し、新たな関係の構築に努め、円満な解決を図ること。	業者と十分に話し合いを行い、円満に解決できるように努めます。
準備期間を3年と設定したスケジュールを見直し、平成26年度中に入札を実施する計画に改めるべきである。	現在の受託業者は、業務遂行を見越して設備投資を行っており、入札制度を導入する場合には、その見直しを行わなければならない、今まで長い間委託を受けてきた経緯もあることから、猶予期間が必要であると考えております。 また、全市内を1社が請け負うことはできないことから、分割をして委託

	<p>を行わなければなりません。栃木地域はごみの種類別に委託を行っており、その他の地域は、地域ごとに委託を行っておりますので、入札を行う場合には、十分検討したうえでその統一を行わなければなりません。</p> <p>さらに、住民説明会を開催するなど、市民の皆様への周知も図ってまいりたいと考えております。</p> <p>このようなことから、入札制度導入にあたっては、業務の円滑な移行を図るため、十分な準備期間が必要となりますので、平成27年度を目途に入札制度導入を行いたいと考えております。</p>
<p>入札が実現するまでは、コスト意識をもって金額の削減に努めること。</p>	<p>業者からの見積書を精査し、契約を行ってまいります。</p>
<p>経済性、効率性、有効性を追求した方法に改善し市民サービスの向上を図ること。</p>	<p>市民サービスの向上を図りつつ、経済性、効率性を確保できるよう努めてまいります。</p>
<p>入札の導入により市民に混乱や不利益を生じないように配慮すること。</p>	<p>市民が混乱しないように、説明に努めてまいります。</p>
<p>ごみの収集の業務委託は、業務遂行の確実性、安定性、環境に対する配慮などコスト以外にも重要な要素があるから、両立できるよう配慮すること。</p>	<p>両立できるよう十分に検討し、配慮いたします。</p>